

(様式第4号)

出張によるあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等業務開始
(休止、廃止、再開)届

令和 年 月 日

長野県飯田保健所長 殿

住所

氏名

印

出張のみによる施術業務を下記のとおり開始(休止、廃止、再開)しましたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3の規定により届出します。

記

1 業務の種類

2 業務開始(休止、廃止、再開)年月日 令和 年 月 日

3 休止(廃止、再開)の理由

4 休止の場合は、休止予定期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

5 業務を行う場所(地区)

(添付書類) 免許証の写し (要原本)

(留意事項)

業務に従事する施術者は、あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゅう師)の「免許証の原本」及び運転免許証等本人確認のできる書類を窓口に持参してください。